

1. 基本方針

原発事故から4年が経過し5年目を迎えようとしているが、その影響は未だ様々ななかたちで、本会の運営や経営を圧迫し続けている状況に変わりない。

しかし、そうした状況にあっても、今いるご利用者の安全且つ快適に過ごせる場を提供すると共に、質の高いサービスを継続して行くため、また、将来への施設運営継続のため、法人役員として定期的な理事会・評議員会・監事会を開催し、様々な課題と問題を解決し安定した基盤づくりを行う。

2. 事業内容

・理事会・評議員会・監事会の開催

理事会年4回、評議員会年2回、監事会年1回を基準に開催する。

(その他必要に応じ適宜、理事及び評議員を召集し審議する。)

《内容等》

1) 理事会・評議員会

- ① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- ② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ③ 定款変更 ④ 合併 ⑤ 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- ⑥ 社会福祉事業に係る許認可 ⑦ 施設長の任免、その他重要な人事
- ⑧ 社会福祉法人の運営に関する諸規程の制定及び変更
- ⑨ 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約(軽微なものを除く)
- ⑩ その他、社会福祉法人の業務に関する重要事項

※1 理事会は、上記内容に掲げる事項を決定しようとするときは、予め評議員会の意見を聴かなければならない。

※2 理事会は、社会福祉法人の最高議決機関である性質上、事業の運営に即して適宜開催される必要があるため、年3回以上の開催が求められています。

○ その他必要に応じ適宜、理事及び評議員を召集し審議する。

・役員研修等

- 関係機関が主催する役員研修会に参加する。
(他施設から取り入れられるものの研究等)
- 県等主催の役員研修に参加する。
(充実した運営及び経営のノウハウに関すること。)

3. その他

今後の経営方針、運営戦略について

- 理事会において、法人経営の今後の方針を協議する。
 - ・人材確保及び環境整備(居住の確保等)
 - ・現職員の健康管理と福利厚生等の充実
 - ・法人の継続運営のための新たな施策